



# プライベートフィットネスジム ZONE 会員会則

## 第1条 (定義)

本会則に同意され、本会則第4条により入会手続きが完了し、本会則第10条により会員資格を取得された方をプライベートフィットネスジム ZONE 会員(以下「会員」と記す)とします。

## 第2条 (目的)

ZONE は、会員が施設を利用し、理想的な自分、人生の主人公になる事をサポートする事を目的とします。

## 第3条 (管理運営)

ZONE 全ての施設は「株式会社 ZONE」(以下、「会社」といいます。)が経営します。  
会社は、各施設内に管理運営にあたる事務所を置きます。

## 第4条 (会員制)

1. ZONE は会員制とします。
2. ZONE の会員区分は以下の通りとします。
  - (1) 個人会員(2)法人会員

## 第5条 (入会資格)

1. ZONE の入会資格は次の通りとし、ZONE に入会頂ける方とは、これらの項目全てを満たす方とします。
  - (1) ZONE において別途定める資格を満たす方。
  - (2) ZONE の施設利用に堪え得る健康状態である事を ZONE に申告頂いた方。
  - (3) 満 16 歳以上の方。但し満 20 歳未満の方は入会時に保護者の同意が必要となります。
  - (4) 医師等から、運動・入浴等を禁止されていない方。
  - (5) 伝染病その他他人に伝染または感染する恐れのある疾患に罹患していない方。
  - (6) 反社会的勢力(暴力団、暴力関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等。)の関係者でない方。
  - (7) 過去に 30 日間全額返金保証制度の適用を受けていない方。
  - (8) 本会則に同意頂いた方。
2. 会員は ZONE に対し、自らまたは第三者を利用して次のいずれかの行為も行わない事を保証します。
  - a. 暴力的な要求行為
  - b. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - c. 取引に関して脅迫的な言動、または暴力を用いる行為
  - d. 風説を流布し、偽計または威力を用いて ZONE の信用を毀損または ZONE の義務を妨害する行為
  - e. その他前各号に準ずる行為
3. ZONE は、会員が本条の一つにでも反する場合、取引またはサービスの利用を停止し、および(または)会則を含む ZONE と会員との間の契約一切を解除することができます。

## 第6条 (入会手続き)

1. ZONE に入会しようとする時は、所定の申込方法により入会申告手続きを行って頂きます。
2. 前項に定める入会申告手続きを行って頂いた場合であっても、ZONE が追加で定める審査手続きにおいて入会が認められない場合がある事を予め承頂きます。
3. 未成年の方が入会またはコースの利用契約を締結しようとするときは、会社が別途定める書面により法定代理人(親権者)の同意を得た上で、入会またはコースの利用申込みを行っていただきます。この場合、法定代理人(親権者)は、法令に定めがある場合を除いて、自らの会員資格の有無に関わらず、本会則に基づく義務および責任を本人と連帯して負うものとします。
4. 未成年について定めた前項の規定は、成年被後見人、被保佐人、被補助人に準用します。

## 第7条 (届出内容変更手続き及びコース内容の変更)

1. 会員は、入会申告書に記載した内容に変更があった時は、速やかに更新手続きを行って下さい。(その後も変更があった場合は同様です。)
2. ZONE より会員宛に通知を発する場合は、会員から届出のあった最新の連絡先に行き、通知の発送をもって通知の効力を有するものとします。
3. お客様都合での途中コース変更の場合、各種コース割引料金の適用がなくなります。

## **第8条（個人情報保護）**

1. ZONEは ZONE が保有する会員の個人情報を個人情報保護法方針に従って管理し、退会の場合は処分いたします。
2. 会員は、自己が ZONE に提供した個人情報が正確である事を保証します。
3. ZONE は、当該情報が不正確であることによって会員または第三者に生じる損害について一切責任を負いません。

## **第9条（諸費用）**

1. 会員は、別に定める諸費用納入期日までに、自らが申込む契約内容に応じてそれぞれの諸費用を払い込むものとします。
2. 会員は、実際の施設利用の有無に関わらず、前項の諸費用をお支払いいただきます。
3. クーリングオフは契約日から未使用 7 日間までとし、期日後は費用の返金は承りません。
4. 一旦納入した諸費用は、返還できません。  
但し、第 15 条に定める除名及び第 20 条に定める 30 日間全額返金保証制度適用の場合は除きます。
5. 定める期日までに支払うべき諸費用全額のお支払いが完了しない場合、施設の 利用ができなくなることがあります。

## **第10条（会員資格の取得）**

第6条の入会手続きを行った後、ZONE が別途定める審査手続きが完了して、入会手続き時に定めた利用開始日（以下「利用開始日」と言います）が到来した時に、入会申込者は会員資格を取得したものとします。

## **第11条（禁止事項）**

- (1) ZONE 内及び店舗内建物内の居住人に対する迷惑行為。
- (2) 他の会員を含む第三者（以下「他の方」と言います）や施設スタッフ、ZONE を誹謗中傷する事。
- (3) 施設スタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の暴力行為。
- (4) 大声、奇声を発したり、店舗内、建物内の居住人に対する迷惑行為。
- (5) 物を投げる、壊す、叩くなど、施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為。
- (6) ZONE の器具、設備、備品の損壊や持ち出し。
- (7) 施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたりするストーカー行為。
- (8) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフに迷惑を及ぼす行為。
- (9) 痴漢、覗き、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する一切の行為。
- (10) 刃物・火器・薬品などの危険物を店舗内、建物内へ持ち込む行為。
- (11) シャワールームで髪を染める行為。
- (12) 施設スタッフに対する、会社以外の他社への就職あっせんや引き拔きの行為。
- (13) 物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治行為、署名活動。
- (14) 高額な金銭、貴重品の館内への持ち込み。
- (15) ZONE の秩序を乱す行為。
- (16) その他、ZONE が会員としてふさわしくないと認める行為。
- (17) その他法令及び公序良俗に反する一切の行為。

## **第12条（会員の損害賠償責任及び免責事項）**

会員が ZONE の諸施設の利用中、会員の責に帰すべき事由により ZONE または第三者に損害を与えた時は、その会員が当該損害に関する責を負うものとします。また諸施設の利用中または諸施設の外で被った損害や怪我その他の事故について、会社に故意または過失がない限り、会社は当該損害に対する一切の責任を負いません。また禁止条項第 11 条14項にある行為により、会員が金銭、貴金属その他の貴重品の紛失、盗難の被害にあった場合、会社に故意または過失がない限り、会員各自の自己責任とし、会社は責任を負いません。また会員同士の間が生じた係争やトラブルについても会社は一切関与いたしません。

## **第13条（会員資格喪失）**

会員は次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としてのいかなる権利をも喪失します。

- (1) 第 15 条により除名されたとき。
- (2) 第 20 条に定める 30 日間全額返金保証制度を適用したとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) スタッフからの連絡に応じず、半年間の連絡や返信がない場合、自然退会とみなし会員資格を喪失する場合があります。

## **第14条（退会・返金・退会手続き）**

1. 妊娠・発病・転勤などやむを得ない場合の理由以外の途中解約、自己都合での退会は返金の対象にはなりません。
2. 上記都合による退会の場合のみ、未消化のセッション代金の返還（コース割引適用なし）を求める事ができます。その際、初期費用 25%と事務手数料 5000 円、振込手数料を差し引いた代金を返金するものとします。
3. 退会の場合、手続きはご来店のうえ書面で行うものとし、電話・FAX・電子メール・その他の手段による手続きには応じかねます。

## **第15条（除名等）**

会社は、会員が次の各号に該当するときは、その会員を本クラブから除名することができます。

除名された会員は、以後諸施設の利用が一切できません。

- (1) 第5条の入会資格を喪失したとき。または、入会資格を満たしていなかったことが入会後に判明した時。
- (2) 本会則および施設内諸規則に違反した時。
- (3) スタッフを誹謗、中傷し、ZONEに被害の届け出があった時。
- (4) スタッフを殴打したり、拘束する等の一切の暴力行為があった時。
- (5) 大声、奇声を発する行為、スタッフへの威嚇、妨害等、迷惑行為があった時。
- (6) 物を投げる、壊す、叩くなど、スタッフが恐怖を感じる危険な行為があった時。
- (7) ZONE施設の器具・備品の損壊や備品を持ち出す行為があった時。
- (8) 他の会員やスタッフを待ち伏せしたり、後をついたり、みだりに話しかける等の行為がありZONEへその旨届け出があった時。
- (9) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法でスタッフを拘束する等の迷惑行為があった時。
- (10) 痴漢・覗き・露出・唾を吐く等、法令や公序良俗の反する一切の行為があった時。
- (11) 刃物・火器・薬品など危険物を持ち込む行為があった時。
- (12) 物品販売や営業妨害、金銭の授受・貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動等の行為を行い、スタッフの中止勧告に従わない時。
- (13) スタッフに対する会社以外の他社への就職あっせんや客引きの行為を行った時。
- (14) 法令及び公序良俗に反する一切の行為を行った時。
- (15) その他会社が会員としてふさわしくないと認めた時。

## **第16条（施設休業について）**

会社は、次の各号に該当するときは、諸施設の全部または一部の閉鎖、休業をすることができます。

- (1) 気象災害その他外因事由により会員に危険が及ぶと会社が判断した時。
- (2) 施設の修繕または点検を実施する時。
- (3) 定期休業による時。

## **第17条（予約のキャンセル及び有効期限）**

1. 会員が予約したセッションをキャンセルする場合、前日の22時までにZONEに報告する義務があります。
2. やむを得ない理由以外でのキャンセルや報告を怠ったり当日に無断でキャンセルされる場合、1回分のトレーニング枠を消化するものとします。
3. メニュー表に提示されている有効期限を守ることを原則としますが、有効期限内でも連絡が取れなくなる場合や期間が開いてしまう場合、会則の第13条4項が適用され会員資格を喪失する場合があります。

## **第18条（利用の禁止）**

次に該当する時は、施設利用を禁止します。

1. 反社会勢力との関係者である事が判明した場合。
2. 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有する事が判明した場合。
3. 第11条各項で禁止されている行為を行った時。
4. 伝染病その他他人に伝染または感染するおそれのある疾病に罹患しているとき。
5. その他、正常な施設利用ができないとZONEが判断した時。
6. 入会申込について親権者の同意が得られていない未成年である会員（但し、ZONEが特に認めた場合を除く）
7. 入会申込時から一度も会社に対し本人確認情報が提示されない時。

## **第19条（利用の一部制限）**

次に該当する時は、施設利用を制限します。

1. 飲酒等により、正常な施設利用ができないとZONEが判断した時。
2. 集団感染する恐れがある疾病を有する事が判明した時。
3. 医師から、運動・入浴等を禁じられている事が判明した時。
4. 妊娠されている事が判明した時。
5. その他、正常な施設利用ができないとZONEが判断した時。

#### **第20条 (30日間全額返金保証制度および条件事項)**

会社は、会員から30日間全額返金保証制度(以下「全額返金保証」と言います。)を適用した返金の申し出があった場合、次の項目に従って、会員に対して支払い済みの諸費用の全額を返還します。この場合、会員はZONEを退会したとみなします。第4項5項に基づき条件事項に該当する会員には、返金制度は適用できないものとみなします。

- (1) 返金の手続きは来店のうち書面で行うものとし、電話・FAX・電子メール・その他の手段による手続きには応じかねます。
- (2) 会員による会社への返金の申し出は、入会時に契約したコースの初回ご利用日から30日以内(当該日が営業日でない場合は、その翌営業日とします。)に手続きを行うものとして、それ以降は返金の申し出を行うことができないものとします。
- (3) 本条に基づいて支払い済みの諸費用の返金を受けた会員は、以降本クラブの諸施設を一切利用できません。
- (4) 会員はトレーニング日時の予約変更や無断欠席などを一切行っていないことを条件とします。
- (5) また会社が定めるプログラムや報告義務を怠ったり、写真等のやり取りを含む施設スタッフの指示に従わなかったことにより目標を達成しなかった場合、会社判断により全額返金の制度は適用されません。

#### **第21条 (諸費用の変更ならびに運営システム変更について)**

ZONEは、本会則に基づいて会員が負担すべき諸費用及び施設運営システムについて、会社が必要と判断した時はこれらを変更する事ができます。また会社は、トレーナーの病気その他のやむを得ない事情がある場合にはトレーナーの担当変更を行う場合があります。その際、変更が確定した段階で会員にこれを告知します。

#### **第22条 (会則の改定)**

ZONEは、会則等を改定する事ができます。尚、改定した会則等の効力は、既存、新規関係なく会員様すべてに及ぶものとします。

■サービスのお問い合わせ・ご意見・ご要望はこちらまで

TEL 0797-78-6695  
Mail [info@zonegym.jp](mailto:info@zonegym.jp)

(受付時間 9:30~17:30 土・日・祝・年末年始を除く)

